

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に進学した場合の貸付限度額

別表1

＜貸付額＞ ・年収めやす（※1）800万円未満 -----『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
・年収めやす（※1）800万円以上1,000万円未満 ---『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6％－市町村民税の調整控除の額
（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じた額）

全日制

＜授業料が年間60万円（大阪府の標準授業料）の学校の場合＞ 〔 〕内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②		(府) 支援補助金 ③	(② + ③) 合計	保護者負担額 ① - (②+③)	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円		204,000円	600,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	[1人]	281,200円	(保護者負担)	400,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』 + 『10万円』 の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
				[2人]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	200,000円	
				[3人～]	481,200円		600,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円		[1人]	0円	(保護者負担)	118,800円	481,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。(※2) また、貸付限度額(年額)も異なります。(※3) ・授業料が60万円を超える学校の場合、その超えた額と左記負担額の合計額が保護者の負担額となります。
				[2人]	181,200円	(保護者負担)	300,000円	300,000円	100,000円	
				[3人～]	381,200円	(保護者負担)	500,000円	100,000円	0円(貸付対象外)	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外		(全額保護者負担)	0円	600,000円	240,000円	・貸付限度額(年額)は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。	

＜授業料が年間45万円の学校の場合＞ 〔 〕内は、扶養する子どもの人数

所得判定額 （保護者合算）	年収めやす （※1）	授 業 料 ①	（国）就学支援金 ②			（府）支援補助金 ③	（②＋③） 合計	保護者負担額 ①－（②＋③）	貸付限度額	備 考	
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	450,000円	396,000円			54,000円	450,000円	0円	100,000円	・授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。	
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	450,000円	118,800円	〔1人〕	131,200円	（保護者負担）		250,000円	200,000円	300,000円	・『授業料実質負担額』＋『10万円』の範囲内での貸付となります。 ・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。（※2） ・授業料にかかわらず保護者の負担額は変わりません。
				〔2人〕	231,200円	（保護者負担）		350,000円	100,000円	200,000円	
				〔3人～〕	331,200円			450,000円	0円	100,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	450,000円		〔1人〕	0円	（保護者負担）		118,800円	331,200円	240,000円	・扶養する子どもの人数で支援補助金の額が変わります。（※2） また、貸付限度額（年額）も異なります。（※3）
				〔2人〕	31,200円	（保護者負担）		150,000円	300,000円	100,000円	
				〔3人～〕	231,200円	（保護者負担）		350,000円	100,000円	0円（貸付対象外）	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	450,000円	※就学支援対象外 ※支援補助対象外			（全額保護者負担）		0円	450,000円	240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

通信制

＜授業料が年間25万円（1単位あたり10,000円、年間25単位）の学校の場合＞

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※1)	授 業 料 ①	(国) 就学支援金 ②		保護者負担額 ① - ②	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)		0円	100,000円	授業料実質負担額は無償となります。 貸付限度額(年額)は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	(保護者負担) 129,700円 (5,188円 × 25単位)		230,000円	『授業料実質負担額』 + 『10万円』の 範囲内での貸付となります。
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円				130,000円	
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)			240,000円	

※ 年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位当たり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

※ 注 意 ※

扶養する子どもの人数が確定するまでは、子どもの人数を1人として貸付額を算定します。
そのため、貸付超過が生じる場合があります。超過貸付分については、返還していただきます。
（扶養する子どもの人数は、『大阪府授業料支援補助金』の申請結果確認後に確定します。）

- （※1） 年収のめやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。
- （※2） 所得判定額（保護者合算）が154,500円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どものを扶養する世帯は、「多子世帯」としてさらに手厚い支援を受けることができます。
- ・生徒本人と同じ保護者に扶養されていることが必要です。
 - ・年度末（令和6年4月1日時点）で年齢が19歳以上の子どもの場合は、次に示す学校に在籍していることが必要です。
- ＜高校段階＞ 国の就学支援金の支給対象となる以下の学校
- 国公立高等学校、中等教育学校（後期課程）及び特別支援学校（高等部）
※専攻科を含む。別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く。
 - 公私立専修学校（高等課程）
 - 国公立高等専門学校
 - 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所（※）
 - 「調理師法」に基づく調理師養成施設（※）
 - 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設（※）
 - 「理容師法」に基づく理容師養成施設（※）
 - 「美容師法」に基づく美容師養成施設（※）
 - 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校（文部科学省告示で指定）
（※）専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
- ＜大学段階＞ 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）
- ※浪人生については、高等学校等卒業後1年間に限り人数に含めます。
 - ※大学院、海外の学校は対象外です。
- （※3） 所得判定額（保護者合算）が251,100円以上304,200円未満に該当し、生徒本人を含めて2人以上の子どものを扶養する世帯で、大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外・大阪府外の学校に進学した場合の貸付限度額

別表 2

＜貸付額＞ ・年収めやす(※)800万円未満 -----『授業料実質負担額』 + 『その他教育費：10万円』 の範囲内
・年収めやす(※)800万円以上1,000万円未満 ----『授業料実質負担額』 の範囲内（上限24万円）

※千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げた金額が貸付限度額となります。

＜所得判定額＞ 市町村民税の課税標準額 × 6％－市町村民税の調整控除の額（政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3／4を乗じた額）

全 日 制 ※ 年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、39万6,000円ですが、授業料が39万6,000円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

《授業料が年間60万円の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）》

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料	(国) 就学支援金		保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	600,000円	396,000円		204,000円	304,000円	・貸付限度額（年額）は、『授業料実質負担（保護者負担）額』（以下、『保護者負担額』という。）に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	600,000円	118,800円	481,200円		582,000円	
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	600,000円				240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	600,000円	600,000円 (全額保護者負担)				・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

《授業料が年間35万円の学校の場合（授業料<(国)就学支援金）》

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料	(国) 就学支援金		保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	350,000円	350,000円		0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	350,000円	118,800円	231,200円		332,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	350,000円				232,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 （千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	350,000円	350,000円 (全額保護者負担)			240,000円	・貸付限度額（年額）は、24万円が上限となります。 ・授業料は、全額、保護者負担となります。

通 信 制 ※ 年収めやす(※)590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

《授業料が年間25万円（1単位あたり10,000 円、年間25単位）の学校の場合（授業料<(国)就学支援金）》

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料	(国) 就学支援金		保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	250,000円	250,000円 (10,000円 × 25単位)		0円	100,000円	・『保護者負担額』は無償となります。 貸付限度額（年額）は、『その他教育費』の10万円となります。
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	250,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	129,700円 (5,188円 × 25単位)		230,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	250,000円				130,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付 となります。（上限24万円）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	250,000円	250,000円 (全額保護者負担)			240,000円	

《授業料が年間37万5千円（1単位あたり15,000 円、年間25単位）の学校の場合（授業料>(国)就学支援金）》

所得判定額 (保護者合算)	年収めやす (※)	授 業 料	(国) 就学支援金		保護者負担	貸付限度額	備 考
生活保護・非課税 154,500円未満	590万円未満	375,000円	300,750円 (12,030円 × 25単位)		74,250円 (2,970円 × 25単位)	175,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
154,500円以上 251,100円未満	590万円以上 800万円未満	375,000円	120,300円 (4,812円 × 25単位)	254,700円 (10,188円 × 25単位)		355,000円	・貸付限度額（年額）は、『保護者負担額』に『その他教育費：10万円』を加えた額となります。（千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げ）
251,100円以上 304,200円未満	800万円以上 910万円未満	375,000円				240,000円	・『保護者負担額』の範囲内での貸付となります。（上限24万円）
304,200円以上 347,100円未満	910万円以上 1,000万円未満	375,000円	375,000円 (全額保護者負担)				

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。